

いわゆるネット権、ネット法について

2008年6月25日「デジタルネット時代における知財制度専門調査会説明資料
(社)日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センターCPRA運営委員

椎名和夫



1. 「許諾権」は実演家にとって最大のインセンティブ



■「許諾権」は、実演家がビジネスを行ううえで「必須」のもの。

実演家は、コンテンツホルダーを含む「利用者」に対して、自らの実演をライセンスすることによりビジネスを行うが、あらゆる「商取引」がそうであるように、そのビジネスの対価が決定されるプロセスにおいて「許諾権」は極めて重要な働きをする。こうしたビジネス上の基本的な権利について、実演家はなぜ奪われなければならないのか？

■「許諾権」が奪われれば、実演家は自らの価値を最大化するチャンスを失い、結果コンテンツの消耗を招く。

コンテンツは他の消費財等とはまったく異なる価値構造をもつ。凡庸な1000のコンテンツの中から、とてつもない購買力を喚起するいくつかのコンテンツが突然的に生まれ出るという特徴を有しており、そこでサクセスストーリーが、次のキラーコンテンツを生み出す最大のインセンティブともなる。実演家の、ネット流通における「許諾権」を「報酬請求権化」することは、こうした価値のサイクルを破壊して、コンテンツの平準化をもたらし、結果コンテンツの大いなる疲弊消耗を招くことになる。

■「許諾権」の「報酬請求権化」は、「商取引」への行政の介入。

ネット流通について、実演家がコンテンツホルダー等の利用者との間で自らの実演に関するビジネスを行う上で、「許諾権」が「報酬請求権化」されるということは、行政が実演をめぐるビジネスの一方の当事者に加担することを意味する。これまでしてコンテンツの安定供給を実現することが、いったい誰の利益になるのか？たしかに、コンテンツをローリスクで調達したいと考える通信事業者等の利用者にとっては大いに利益になることと思うが、はたしてそのような介入が正当なものといえるか？国民は、コンテンツを疲弊させてまでコンテンツが安定供給されることを望んでいるのか？

2. コンテンツホルダーに権利を集中しても利用は円滑化しない。



■コンテンツホルダーへの権利の集中は時代に逆行するもの。

かつてコンテンツホルダーは、オールリスクを背負うことにより、実演家や様々なクリエーターを専属させて、それらの権利を占有していたが、メディアが多様化するにしたがって専属制度は崩壊し、コンテンツホルダーから個々のクリエーターの権利は解放される方向に推移してきている。それに代わって、契約により、コンテンツホルダーに権利が集約される形が浸透しつつあり、今ここでクリエーターの権利を機械的にコンテンツホルダーに集中させることには何の意味もなく、まさに時代に逆行するもの。

■コンテンツホルダーはクリエーターに対して圧倒的な優位性を持つ。

なかでも放送事業者については、昨今その寡占状態が指摘され、番組制作社等から番組の著作権の開放を求められたりしている。公共放送という圧倒的な渗透力からくる優位性を持つ放送事業者をはじめ、これらのコンテンツホルダーは、総じてクリエーターに対して強い優位性をもつものであって、それらに権利を集中させても、はたして公正な利益配分が行われるかどうかははなはだ疑問であり、今回の提案でも具体的な方策は示されていない。

■コンテンツホルダーもまたメディアのひとつ。

今回ネット権の集中先として挙げられている3種類のコンテンツホルダーは、いずれも「ネット」とは競合関係にある、いわゆる「既存メディア」に属するもの。そうした既存のメディアにネット権を与えることが、ネットという新しいメディアの発展振興に寄与するなどという考え方には極めて荒唐無稽。特定のメディアに権利を集中させれば、単にそのメディアの権威を維持させようとする方向にしか働くのが摂理。

3. ネット流通の阻害要因は別にある。

「権利の濫用的な主張の恐れによりコンテンツの流通が阻害される」という表現が盛んに使われるが、この数年来そのような主張が一人歩きしてきた一方で、実際そのような具体的な事例があるわけではないとのことが、政府の他の委員会等での検討においてすでに明らかになっている。著作権が犯人であるとする説や、コンテンツホルダー自身が死蔵させているなどの諸説があったが、この数年来、政府の他の委員会等でも活発に議論されてきた結果、現在では異なる視点が明らかになってきている。

ネットにコンテンツを流通させる上での最大の阻害要因は、「ネットにコンテンツを流すこと」から十分な収益が上がらないこと。

現に、放送番組の二次利用が進まない原因を検証していく過程において、著作権処理の煩雑さが阻害要因であると主張していた放送事業者の委員から、放送事業者の基本的立場として、「放送番組の二次利用は、一次利用を毀損するべきではない」との考え方があるとの発言があった。これまでにも、様々な放送事業者が、自ら放送番組をネットに流す試みを行ってきているが、そこで問題になったのは、権利処理の煩雑さなどではなく、ネットに番組を流すことの採算性の悪さという点。採算性が悪い、イコール十分な対価を提示できない、イコール権利処理問題という具合に堂々巡りをするが、放送事業者にしてみれば、ネットに流すなどの努力をするよりは、スポンサーをつけて再放送するほうがよほど利益を生むという構造がある。

ネットで収益を上げる立場の通信事業者等は何よりもそのことを熟知しており、結果、コンテンツの安価な確保を実現するために、権利者の許諾権の制限を主張するという、まったく生産性のない負の連鎖に陥っていると考えられ、今回の提案も、その種のバリエーションであるとしか思えない。

4. 何故ネットでは採算性が悪いのか？



無料で食べ放題のラーメン屋がある場所に、どのように優れた企画をもってラーメン屋を開こうとも、「絶対に客は入らない」という厳然たる事実。

たとえば、自ら放送した番組を、放送局がネット上で有料で見せようとしても、動画投稿サイト等で無料で視聴できるものをわざわざ金を出してみようという人はいない。

ネット上において、多くのコンテンツが違法に流通し、そのことにただ乗りしている様々な事業者、事業形態があって、それがもはや既成事実化しかかっていること、そうした問題をなんら解決できないでいるという状況が、コンテンツのネット流通を阻害する最大の要因であって、この問題を解決しないまま行おうとする試みは、すべて付け焼刃的なものになるか、今回の提案のように、誰かに犠牲を強いるようなものになってしまふ。今回の提案は、そのこと自体は問題点として指摘してはいながら、それに対してなんらの具体的な方策も示していない。 ⇒ むしろそうした施策が必要

実演家は「ネット権、ネット法」に関する提案に反対する。

実演家がネットでの二次利用を望んでいないなどというのは、もはや朽ち果てた都市伝説であって、実演家は基本的に、対価を得る機会が増大するコンテンツの二次利用を大歓迎する立場。そのために、これまで二次利用の円滑化に資するため、経団連における契約ルールの策定や、CPRAや音事協における権利の集中管理化の推進など、様々な努力を行ってきた。今回の提案は、そうした実演家側の取り組みを無にしかねない、極めて乱暴なものといわざるを得ない。

【実演家からの提言】

1. 権利処理に必須となる「権利者情報」の保持について、コンテンツごとにコンテンツホルダーに義務付けることを法制化。（制度面）
2. 米国DMCAにみられるネット上での様々なルール作りに関する研究と法制化。（制度面）
3. なによりも、通信事業者等が自らリスクとコストを取ってビジネスモデルを確立してゆくこと。
また、それに既存メディアが協力することにより、新たな価値を創出していくこと。（民間）
4. 上記にあわせて、コンテンツごとの契約モデルの拡充。（民間）